

平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

中小企業団体の組織に関する法律施行規則
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業団体の組織に関する法律施行規則（昭和三十三年大蔵省、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使（第一条・第二条）
- 第二章 設立（第三条—第五条）
- 第三章 管理
 - 第一節 電磁的記録等（第六条—第八条）
 - 第二節 役員（第九条—第十六条）
 - 第三節 決算関係書類（第二十二条—第三十三条）
 - 第四款 損益計算書（第三十四条—第四十二条）
 - 第五款 剰余金処分案又は損失処理案（第四十三条—第四十五条）
 - 第六節 決算関係書類及び事業報告書の監査（第四十六条—第四十九条）
- 第四節 事業報告書（第四十六条—第四十九条）
- 第五節 決算関係書類及び事業報告書の監査（第四十六条—第四十九条）
- 第一款 協業組合等における監査（第五十一条—第五十三条）
- 第二款 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供（第五十四条）
- 第三款 決算関係書類の組合員又は会員への提供（第五十五条）
- 第七節 会計帳簿
 - 第一款 総則（第五十六条）
 - 第二款 資産及び負債の評価（第五十七条—第五十八条）
 - 第三款 純資産（第五十九条・第六十条）
 - 第八節 総会（第六十一条—第六十四条）
 - 第九節 余裕金運用の制限（第六十五条）
 - 第十節 累積投票による理事の選任（第六十六条）
 - 第四章 清算及び合併（第六十七条—第七十六条）
 - 第五章 共済契約（第七十七条）
 - 第六章 申請等（第七十八条—第九十一条）
 - 第七章 組織変更（第九十二条—第九十七条）
 - 第八章 雜則（第九十八条—第一百二条）
- 附則

第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使

（事業転換の認可の申請）

- 第一条** 中小企業団体の組織に関する法律（以下「法」という。）第五条の七第二項の規定により事業の転換について主務大臣の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 転換後行う事業の内容及びその経営の方針
 - 二 転換後行う事業の事業計画書
 - 三 事業の転換の理由を記載した書面
 - 四 事業の転換を議決した総会の議事録の謄本

（電磁的方法による議決権の行使）

第二条 法第五条の十二第二項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号。以下「協同組合法」という。）第十一条第三項（法第五条の二十三第二項において準用する協同組合法第二十七条第八項（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）及び法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられた電子計算機に記録された情報の内容を電気通信回線を通じて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第二章 設立

（設立の認可の申請）

第三条 法第五条の十七第一項の規定により協業組合の設立の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 定款
 - 二 協業計画書
 - 三 事業計画書
 - 四 役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面
 - 五 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書
 - 六 組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
 - 七 収支予算書
 - 八 創立総会の議事録の謄本
 - 九 前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がそれぞれその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載しなければならない。
- 第四条** 法第四十二条第一項の規定により商工組合又は商工組合連合会（以下「商工組合等」という。）の設立の認可を受けようとする者は、様式第三による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 定款
 - 二 事業計画書
 - 三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 組合員又は会員たるべき者の名簿及び加入申込書
 - 五 創立総会の議事録の謄本
 - 六 特別の地域を地区とする商工組合に係る申請にあつては、法第九条ただし書の規定による主務大臣の承認があつたことを証する書面
 - 七 商工組合に係る申請にあつては法第四十二条第二項第一号の、商工組合連合会に係る申請にあつては同号及び法第十三条の要件に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
 - 八 組合員又は会員に出資をさせる商工組合等（以下「出資商工組合等」という。）に係る申請にあつては、組合員又は会員たるべき者がそれぞれ引き受けようとすると出資口数を記載した書面

- | | |
|---|--|
| <p>九 法第十七条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の事業（以下「共同経済事業」という。）を行う商工組合等に係る申請にあつては、収支予算書</p> <p>2 前項第四号の名簿に組合員又は会員となるべき者が押印したときは、その者の加入申込書は、省略することができる。</p> <p>（創立総会の議事録）</p> <p>第五条 法第五条の二十三第二項において準用する協同組合法第二十七条第七項（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第一百条の十二第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。</p> <p>3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 創立総会が開催された日時及び場所</p> <p>二 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名</p> <p>三 創立総会の議長の氏名</p> <p>四 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称</p> | <p>（電磁的記録）</p> <p>第六条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第一百条の十二第一項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第七条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第十一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十三条の四第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> |
| <p>（役員の資格）</p> <p>第八条の二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十五条の四第一項第二号（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（監査報告の作成）</p> <p>第九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項第二号</p> <p>四 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（監査報告の作成）</p> <p>第九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該協業組合等の理事及び使用人</p> <p>三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> | <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十八条の二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第十項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七条 第二十二条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七条 第二十三条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七条 第二项において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 法第一百条の十二第二項第三号</p> |
| <p>（監査の実施）</p> <p>第十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第十項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七条 第二十二条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七条 第二十三条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七条 第二项において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 法第一百条の十二第二項第三号</p> | <p>（監査の実施）</p> <p>第十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第十項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七条 第二十二条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十七条 第二十三条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七条 第二项において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 法第一百条の十二第二項第三号</p> |

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該協業組合等の他の監事、当該協業組合等の子会社の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。（監事の調査の対象）

第十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十四条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条规定第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。（監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）

第十二条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 決算関係書類（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する決算関係書類をいう。第九十条第一項を除き、以下同じ。）
二 前号に掲げるもののほか、これに準ずるもの（理事会の議事録）
（理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。）

第十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員若しくは会員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方（当該理事会の場所を定めなかつた場合に限る。）
二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員若しくは会員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方（当該理事会の場所を定めなかつた場合に限る。）
二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第二項（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の請求を受けて招集されたもの

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第三項（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の請求を受けて招集されたもの

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六项（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第三項（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の請求を受けて招集されたもの

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六项（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する会社法第三百六十六第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する理事会の請求を受けて招集されたもの

ホ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六项（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第三項（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の請求を受けて招集されたもの

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第五项（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内 容
ロ 理事の提案をした理事の氏名
ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
二 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第五项（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内 容
ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

第十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものであることを示すためのものであること。
- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを確認することができるものであること。
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（役員の協業組合等に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）

第十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めた方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）とし、協業組合等から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ことの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額。

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の総会の決議を行つた場合、当該総会の決議の日

ロ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議のあつた日

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結した場合、責任の原因となる事実が生じた日（二以上日のがある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
イ 次に掲げる額の合計額
イ 一 当該役員が当該協業組合等から受けた退職慰労金の額

（2） 当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていた場合における当該使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

（3） （1）又は（2）に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
ロ 当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

- （2） 代表理事 六
（1） 代表理事以外の理事 四

（3） 監事 二

2 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
二 当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていたときは、当該使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（役員のために締結される保険契約）

第十四条の二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する協業組合等を含む保険契約であつて、当該協業組合等がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該協業組合等に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第十六条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 協業組合等が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

第三節 決算関係書類

第二款 総則

(会計慣行のしん酌)

第十七条 第三節から第七節まで及び第七十三条から第七十六条までの用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(金額の表示の単位)

第十八条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する協業組合等の成立の日における貸借対照表及び協業組合等が作成すべき決算関係書類(剩余金処分案又は損失処理案を除く。)に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

2 剰余金処分案又は損失処理案について、一円単位で表示するものとする。

(成立の日の貸借対照表)

第十九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により作成すべき貸借対照表は、協業組合等の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る決算関係書類)

第二十条 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えることができない。

2 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協業組合等が作成すべき各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二款 財産目録

第二十一条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第五条の二

十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債
三 正味資産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

第三款 貸借対照表

(通則) 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項(法第四十七条

第二項において準用する場合を含む。)に規定する協業組合等の成立の日における貸借対照表及び各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき貸借対照表(法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する貸借対照表をいう。)について、この款の定めるところによる。

第二十三条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一	資産	二 負債
三	純資産(出資商工組合等以外の商工組合等(以下「非出資商工組合等」という。)にあつては、正味資産とする。以下同じ。)	一 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならない。
二	資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適當な項目に細分しなければならない。	2 (資産の部の区分)
一	固定資産	一 固定資産
二	無形固定資産	二 繰延資産
三	外部出資その他の資産	三 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

2	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。	二 (資産の部の区分)
1	目は、適當な項目に細分しなければならない。	一 固定資産
2	1 有形固定資産	2 流動資産
3	3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	3 一 次に掲げる資産
4	4 流動資産	4 現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除く。)
5	5 受取手形(通常の取引(当該協業組合等の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。)	5 受取手形
6	6 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることを目的として保有する有価証券をいことが明らかなものである場合における當該未収金を除く。)をいう。)	6 売掛金
7	7 売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。)及び一年内に満期の到来する有価証券	7 売買目的有価証券
8	8 商品(販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。)	8 商品
9	9 製品、副産物及び作業ぐず	9 製品、副産物及び作業ぐず
10	10 半製品(自製部分品を含む。)	10 半製品
11	11 原料及び材料(購入部分品を含む。)	11 原料及び材料
12	12 仕掛品及び半成工事	12 仕掛品及び半成工事
13	13 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のものの前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における當該前渡金を除く。)をいう。)	13 前渡金
14	14 リヌル(法第十七条第二項第二号(法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を行うための貸付金をいう。)	14 リヌル
15	15 ワカ(法第十七条第二項第二号(法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を行うための貸付金を除く。)をいう。)	15 ワカ
16	16 フラ(特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの)	16 フラ

- 一 資本準備金（法第五条の十一又は第三十七条第一項に規定する加入金その他これに準ずるもの）のをいう。以下同じ。）
- 二 その他資本剰余金
- 4 利益準備金（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十八条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する準備金をいう。以下同じ。）
- 5 第三項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。
- 6 第四項第二号に掲げる項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 組合積立金
- 二 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）
- 7 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
- 8 第六項第二号に掲げる項目については、当期剰余金又は当期損失金を付記しなければならない。
- 9 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他の有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。
- （貸倒引当金等の表示）
- 第二十七条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他の引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
- （有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
- 第二十八条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- （有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
- 第二十九条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
- （有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）
- 第二十九条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 2 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。（無形固定資産の表示）
- 第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

（外部出資の表示）

第三十一条 外部出資は、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）の項目をもつて別に表示しなければならない。

（繰延税金資産等の表示）

第三十二条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（繰延資産の表示）

第三十三条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

（通則）
第四款 損益計算書

第三十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第三十五条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 事業収益
二 賦課金等収入（法第四十条において準用する協同組合法第十二条第一項又は第十三条の規定に基づき徴収したもの）

（通則）
第三十六条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分する場合には、適当な項目に細分することができる。

一 事業費用
二 一般管理費
三 事業外費用
四 一般費用
五 事業費用
六 事業外費用
七 特別利益
八 特別損失

（通則）
第三十七条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第三十八条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第三十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十一条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十二条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十三条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十五条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十六条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十七条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十八条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第四十九条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第五十条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第五十一条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第五十二条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第五十三条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）
第五十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

- 9 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前
期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- 10 第二項から前項までの規定にかかるらず、第二項から前項までに規定する各収益若しくは費用又
は利益若しくは損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益若しくは費用又
は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。
- 11 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行つてゐる場合には、第一項第一号から第四号まで
に掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。
- 12 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適當な
名称を付さなければならぬ。
- (事業総損益金額)
- 第三十六条** 事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額(以下「事業
総損益金額」という。)は、事業総利益金額として表示しなければならない。
- 2 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行つてゐる場合には、事業総利益金額は、事業の種
類ごとに区分し表示することができる。
- 3 前二項の規定にかかるらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額
を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。
- (事業損益金額)
- 第三十七条** 事業総損益金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額)から一般管理費の合
計額を減じて得た額(以下「事業損益金額」という。)は、事業利益金額として表示しなければ
ならない。
- 2 前項の規定にかかるらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じ
て得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。
- (経常損益金額)
- 第三十八条** 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額(以下
「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しなければならない。
- 2 前項の規定にかかるらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じ
て得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。
- (税引前当期純損益金額)
- 第三十九条** 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下「税引
前当期純損益金額」という。)は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。
- 2 前項の規定にかかるらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期
純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。
- (税等)
- 第四十条** 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期純利
益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。
- 一 当該事業年度に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ。)
- 2 法人税等調整額(税効果会計(貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得
の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係
る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金
額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。)の適用により計上される
前号に掲げる法人税等の調整額をいう。)
- 2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項
目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金
額の重要な性質が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。
- (当期純損益金額)
- 第四十一条** 第一号及び第二号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」と
いう。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

- 二 税引前当期純損益金額
- 二 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、還付税額があるとき
は当該還付税額
- 三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額
- 四 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、納付税額があるとき
は、当該納付税額
- 三 前項の規定にかかるらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を
減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。
- (貸倒引当金繰入額の表示)
- 第四十二条** 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引
当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければなら
ない。
- 2 前項の規定にかかるらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を
減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。
- 一 貸倒引当金繰入額 次に掲げる項目
- イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るものの 事業費用
- ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るものの 事業外費用
- 二 貸倒引当金戻入益 特別利益
- 第五款** 剰余金処分案又は損失処理案
- (通則)
- 第四十三条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項(法第四十七条
第二項において準用する場合を含む。)の規定により各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき
剰余金処分案又は損失処理案については、この款の定めるところによる。
- 2 当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であつて、かつ、剰余金
の処分がある場合には、次条の規定により剰余金処分案を作成しなければならない。
- 3 前項以外の場合には、第四十五条の規定により損失処理案を作成しなければならない。
- (剰余金処分案の区分)
- 第四十四条** 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
- 一 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金
- 二 組合積立金取崩額(一定の目的のために設定した組合積立金について当該目的に従つて取り
崩した額を除く。以下同じ。)
- 三 剰余金処分額
- 四 次期繰越剰余金
- 2 前項第一号の当期末処分剰余金又は当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければ
ならない。
- 一 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 二 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金
- 三 第一項第二号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければなら
ない。
- 4 第一項第三号の剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 利益準備金
- 二 組合積立金
- 三 出資配当金(法第五条の二十第二項に規定する出資口数に応じなされる配当金又は法第四十
七条第二項において準用する協同組合法第五十九条第二項に規定する払込済み出資の額に応じ
なされる配当金をいう。)
- 4 利用分量配当金
- 5 前項第二号の組合積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。
- 六 当該第四項第四号の利用分量配当金は、協業組合等が二以上の異なる種類の配当を行ふ場合には、
当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

(損失処理案の区分)

第四十五条 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 当期末処理損失金

二 損失てん補取崩額

三 次期繰越損失金

二 前項第一号の当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 当期純損失金額又は当期純利益金額

二 前期繰越損失金又は前期繰越剩余金

三 利益準備金取崩額

三 資本剩余金取崩額

4 前項第一号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

第四節 事業報告書

(通則)

第四十六条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき事業報告書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）は、この節の定めるところによる。

（事業報告書の内容）
事業報告書は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一 協業組合等の事業活動の概況に関する事項

二 協業組合等の運営組織の状況に関する事項

三 その他協業組合等の状況に関する重要な事項

（協業組合等の事業活動の概況に関する事項）
決算関係書類の内容となる事項を除く。）

第四十七条 前条第一号に規定する協業組合等の事業活動の概況に関する事項とは、次に掲げる事項

項（当該協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行つてある場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

一 当該事業年度の末日における主要な事業内容

二 当該事業年度における事業の経過及びその成果

三 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達

ロ 協業組合等が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資

ハ 他の法人との業務上の提携

ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該協業組合等が存続するものに限る。）その他の組織の再編成

四 直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない協業組合等については、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況

五 対処すべき重要な課題

六 前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の現況に関する重要な事項

第四十九条 第四十七条第二号に規定する協業組合等の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。
一 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項

イ 開催日時

ロ 出席した組合員又は会員（又は総代）の数

二 重要な事項の議決状況

二 組合員又は会員に関する次に掲げる事項

イ 組合員又は会員の数及びその増減

ロ 組合員の出資口数及びその増減

三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 役員の氏名

ロ 役員の当該協業組合等における職制上の地位及び担当

ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

ニ 役員と当該協業組合等との間で補償契約（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

（1）当該役員の氏名

（2）当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該役員の職務の執行の適正性が損なわぬようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

ホ 当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第一号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる費用を補償した場合において、当該協業組合等が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

ヘ 当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

ト 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

（1）当該役員の氏名

（2）法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百四十五条第一項の意見があつたときは、その意見の内容

（3）法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百四十五条第二項の理由があるときは、その理由

三の二 当該協業組合等が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結している場合は、次に掲げる事項

イ 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

ロ 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である役員（当該協業組合等の役員に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）

職員の数及びその増減その他の職員の状況

業務運営の組織に関する次に掲げる事項

イ 当該協業組合等の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。）

口	当該協業組合等と緊密な協力関係にある組合員又は会員が構成する組織がある場合には、その主要なもの概要
六	主たる事務所、従たる事務所及び協業組合等が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地
七	イ 子会社の状況に関する次に掲げる事項 イ 1 子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地 イ 2 口に掲げるものの資本金の額 当該協業組合等の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況
八	前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の運営組織の状況に関する重要な事項
	第五節 決算関係書類及び事業報告書の監査
	第一款 通則
	法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監査については、当該各項に規定する監査には、決算関係書類及び事業報告書に表示された情報と決算関係書類及び事業報告書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。
	第二款 協業組合等における監査
	（監事の決算関係書類に係る監査報告の内容）
第五十条	監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
一	監事の監査の方法及びその内容
二	決算関係書類（剩余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該協業組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
三	剩余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
四	剩余金処分案又は損失処理案が当該協業組合等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
五	監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
六	追記情報
七	監査報告を作成した日
2	前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項のうち、監事の判断に関する説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一	正当な理由による会計方針の変更
二	重要な偶發事象
三	重要な後発事象
	（監事の事業報告書に係る監査報告の内容）
第五十二条	監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
一	監事の監査の方法及びその内容
二	事業報告書が法令又は定款に従い当該協業組合等の状況を正しく示しているかどうかについての意見
三	当該協業組合等の理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
四	監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
五	監査報告を作成した日
2	前項の規定にかかわらず、監査権限限定組合（法第五条の二十三第二項において準用する協同組合法第二十七第八項（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する組合

をいう。）の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

（監事の監査報告の通知期限等）

第五十三条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第五十一条第一項及び前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 特定期事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

第六節 決算関係書類及び事業報告書の組合員への提供

第一款 決算関係書類の組合員又は会員への提供

法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員又は会員

に対する行う提供決算関係書類（次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 決算関係書類

二 決算関係書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監事の監査報告）

三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

（通常総会の招集通知（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十九条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する招集に係る通知をいう。以下同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算関係書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

<p>イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供</p> <p>ロ 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供</p>	<p>3 提供決算関係書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。</p> <p>4 理事は、決算関係書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。</p>
<p>第二款 事業報告書の組合員又は会員への提供</p> <p>第五十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員又は会員に対して行う提供事業報告書（次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関するは、この条の定めるところによる。</p>	<p>一 事業報告書</p> <p>二 事業報告書に係る監事の監査報告があるときは当該監査報告（二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監事の監査報告）</p> <p>三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録</p>
<p>二 通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告書は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。</p> <p>二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供</p>	<p>2 通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告書は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。</p> <p>二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供</p>
<p>第五十六条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十一条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協業組合等が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この節の定めどおりとするところによる。</p> <p>第七節 会計帳簿</p> <p>第一款 総則</p> <p>第五十七条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。</p> <p>2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>第二款 資産及び負債の評価</p> <p>（資産の評価）</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）事業年度の末日における時価</p> <p>二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産　その時の取得原価から相当の減額をした額</p> <p>4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、公正な価格を付すことができる。</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産</p> <p>二 市場価格のある資産（子会社の株式及び持分並びに満期保有目的の債券を除く。）</p> <p>三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこととが適当な資産</p>	<p>4 前項の場合には、理事は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができます。</p> <p>5 第三項の規定により事業報告書に表示した事項の一部が組合員又は会員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監事が、現に組合員又は会員に対して提供される事業報告書が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告書の一部であることを組合員又は会員に対して通知しなければならない。</p> <p>6 理事は、事業報告書の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。</p> <p>7 第三項の規定は、同項各号に掲げる事項についても、電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。</p>

六 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

第九節 余裕金運用の制限

第六十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十七条の五第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一 特別の法律により法人の発行する債券及び金融債

二 債還及び利払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債

三 その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。）に上場されている株式（設立後五年を経過していなければならぬもの）（主務大臣の指定するものに限る。）

四 日本銀行が発行する出資証券

四の二 株式会社商工組合中央金庫が発行する株式

五 その発行する株式が金融商品取引所に上場されている株式会社が発行する株式（主務大臣の指定するものに限る。）

六 証券投資信託又は貸付信託の受益証券

第十節 累積投票による理事の選任

第六十六条 法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第五項の規定により主務省令で定めるべき事項は、この条の定めるところによる。

2 法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第一項の規定による請求があった場合には、理事（総会の議長が存する場合にあっては議長、理事及び議長が存しない場合にあっては当該請求をした組合員）は、同項の総会における理事の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより理事を選任することを明らかにしなければならない。

3 法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第四項の場合において、投票の同数を得た者が二人以上存することにより同条第一項の総会において選任する理事の数の理事について投票の最多数を得た者から順次理事に選任されることは、当該総会において選任する理事の数以下の数であつて投票の最多数を得た者から順次理事に選任されたものとすることができる数の範囲内で、投票の最多数を得た者から順次理事に選任されたものとする。

4 前項に規定する場合において、法第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第一項の総会において選任する理事の数から前項の規定により理事に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の理事は、同条第三項及び第四項に規定するところによらないで、総会の決議により選任する。

第四章 清算及び合併

（吸収合併消滅組合の事前開示事項）

第六十七条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合に第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合に第三項において準用する場合を含む。）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅組合の組合員又は会員に対して交付する金額等の全部又は一部が吸収合併存続組合の持分であるときは、当該吸収合併存続組合の定款の定め

三 吸収合併消滅組合の組合員又は会員に対して交付する金額等の全部又は一部が吸収合併存続組合以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式・持分・社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅組合の組合員又は総会員の同意を得た場合を除く。）において、次のイからハまでに掲げるときは、当該イからハまで

に定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合 当該法人等の定款その他これに相当するもの

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合 当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条の外国法人の登記に限る。）がされない場合 次に掲げる事項

(1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名又は名称

四 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事が生じたときは、その内容（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる日）のいずれか早い日（以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ハ 吸収合併消滅組合（法第五条の二十三第四項において準用する場合を含む。）の事由による解散により清算をする協業組合等及び法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする協業組合等（以下「清算組合」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二第一項の規定により吸収合併についての定め（当該定めがない場合に准用する場合を含む。）に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合に准用する場合を含む。）に準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、吸収合併消滅組合が定めたものとする。

第六十八条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第四号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該

(吸收合併存続組合の事前開示事項)

第六十九条

法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する吸收合併契約の内容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸收合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告（最終事業年度がない場合には、吸收合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、吸收合併消滅組合の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる日のいすれか早い日（以下この条において「吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新日」という。）に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸收合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸收合併存続組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、吸收合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる日のいすれか早い日（以下この条において「吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新日」という。）に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続組合の債務（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二第二項の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 吸收合併契約等備置開始日後吸收合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（吸收合併存続組合の事後開示事項）

一 吸收合併が効力を生じた日

二 吸收合併消滅組合における次に掲げる事項

イ 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第五项（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過

三 吸收合併存続組合における次に掲げる事項

イ 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第六項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過

四 吸收合併により吸收合併存続組合が吸收合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により吸收合併消滅組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸收合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、吸收合併に関する重要な事項

第七十一条 法第五条の二十三第四項において準用する新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の三第四号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

二 他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告（最終事業年度がない場合には、他の新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、他の新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる日のいすれか早い日（以下この条において「新設合併契約等備置開始日」という。）に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 新設合併消滅組合（清算組合を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立組合の債務（他の新設合併消滅組合から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立組合の事後開示事項）

第七十二条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第六項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第四項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第五項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過

- 四 新設合併により新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項
(清算開始時の財産目録)
- 第六十三条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
- 2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十七条第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、清算組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。
- 3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産
- 4 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。
- (清算開始時の貸借対照表)
- 第五十四条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。
- 2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなさい。
- 3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産
- 4 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。
(各清算事業年度に係る事務報告書)
- 第五十五条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第四十条第二項の規定により作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。
- (決算報告)
- 第五十六条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。
- 1 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
- 2 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 3 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
- 4 出資一口当たりの分配額
- 2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 残余財産の分配を完了した日

- 二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額
- 第五章 共済契約
- 第七十七条 法第十七条第三項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める共済契約は、一の被共済者当たりの共済金額が十万円以下の共済契約とする。

第六章 申請等

- (組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の申請)
- 第七十八条 法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣の認可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 定款
- 二 最近三事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 三 組合員数の推移を記載した書面
- 4 法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする事業の内容を記載した書面
- 5 前号の事業に係る施設の配置及び構造を示す図面並びに当該施設の利用状況を記載した書面
- 6 第四号の事業に係る事業計画書
- 7 第四号の事業の運営の適正化を図るために事業の内容を記載した書面
- 8 第四号の事業に係る事業計画書（法第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする審査を行うため参考となるべき事項を記載した書類
- (定款の変更の認可の申請)
- 第九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十一条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 変更しようとする箇所を記載した書面
- 二 変更の理由を記載した書面
- 三 変更の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本（協業組合にあつては、事業の転換を議決した総会の議事録の謄本を除く。）
- 2 定款の変更が協業組合の事業の追加に係るものであるとき又は協業組合等の事業計画若しくは収支予算（商工組合等にあつては、共同経済事業に関するものに限る。）に係るものであるときは、前項の書類のほか、それぞれ変更後の協業計画書及び組合員がそれぞれその営む事業の部類に属する事業の全部若しくは一部の協業をする旨を記載した書面又は変更後の事業計画書若しくは収支予算書を提出しなければならない。ただし、変更後の協業計画書が協業組合の事業の転換の認可の申請書に添えて提出した転換後行う事業の事業計画書と同一のものとなる場合には、その提出を省略することができる。
- 定款の変更が出資一口の金額の減少又は出資商工組合等への移行に係るものであるときは、第一項の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。
- 一 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定款の

- 定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(をしたことを証する書面)
- 三 異議を述べた債権者があつたときは、法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項(法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは非出資組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 4 定款の変更が非出資商工組合等の出資商工組合等への移行に係るものであるときは、第一項の書類のほか、組合員又は会員がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面を提出しなければならない。
- (役員の氏名又は住所の変更の届出)
- 第八十条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十五条の二(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により役員の氏名又は住所の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書に変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。
- (総会招集の承認の申請)
- 第八十一条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十八条(法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総会の招集の承認を受けようとする者は、様式第二項による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 申請の理由を記載した書面
 - 二 総会招集の目的を記載した書面
 - 三 組合員又は会員の名簿
 - 四 総組合員の五分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上(協業組合又は商工組合連合会にあつては、それぞれ議決権の総数の五分の一(これを下回る割合を定めた場合は、その割合)以上に当たる議決権を有する組合員又は会員)の同意を得たことを証する書面
 - 五 総会の招集を請求した場合には、その年月日及び協業組合等を代表する理事の氏名を記載した書面
 - 六 組合員の改選の理由を記載した書面
 - 七 前条第三号及び第四号に掲げる書面
 - 八 総代会招集の承認の申請
- 第八十二条** 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第八項において準用する同法第四十八条に規定する総会の招集の承認を受けようとする者は、様式第八による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 役員の改選の理由を記載した書面
 - 二 前条第三号及び第四号に掲げる書面
 - 三 役員の改選を請求した年月日及び商工組合等を代表する理事の氏名を記載した書面
- 第八十三条** 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十八条に規定する総代会の招集の承認を受けようとする者は、様式第九による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 申請の理由を記載した書面
 - 二 総代会招集の目的を記載した書面
 - 三 総代の名簿
 - 四 総代の総数の五分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上(同法第四十二条第八項において準用する同法第四十八条に規定する総代会の招集の承認を受けようとする者は、様式第十による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。)

- 2
- 第八十六条** 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六条第一項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により合併の認可を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 合併後の協業組合等の定款
 - 二 協業組合に係る申請にあつては、合併後の協業組合の事業計画書
 - 三 合併後の協業組合等の事業計画書
 - 四 合併の理由及び経過を記載した書面
 - 五 合併の議決をした各協業組合等の総会の議事録の謄本
 - 六 合併によって設立される協業組合に係る申請にあつては合併後の協業組合の役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面、合併によつて設立される商工組合等に係る申請にあつては合併後の商工組合等の役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 七 合併によつて設立される協業組合等に係る申請にあつては、第一号の定款が法第五条の二十一第四項において準用する協同組合法第六十四条第二項(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する設立委員によつて共同して作成されたものであることを証する書面
 - 八 合併後の協業組合等(商工組合等にあつては、合併後共同経済事業を行うものに限る。)の収支予算書
 - 九 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五六項又は第六十三条の六第四項(これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求をした組合員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
 - 十 第七十九条第三項の規定は、協業組合又は出資商工組合等が合併する場合について準用する。
- この場合において、同項第一号中「法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項(法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第六十三条の六第一項(これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)」と、同項第二号中「法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項(法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項(これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)」において準用する協同組合法第五十六条の二第二項」と、同項第三号中「法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項(法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項(これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)」において準用する協同組合法第五十六条の二第五項」と読み替えるものとする。

- 一 資本金の額 組織変更の直前の組合の出資金の額
- 二 資本準備金の額 組織変更の直前の組合の資本準備金の額
- 三 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
- イ 組織変更の直前の組合の資本剰余金の額
- ロ 組織変更をする組合の組合員に対して交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等（会社法第七百四十六条第一項第七号ニに規定する社債等のうち自己社債を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする組合が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
- 四 利益準備金の額 組織変更の直前の組合の利益準備金の額
- 五 その他利益剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
- イ 組織変更の直前の組合の利益剰余金の額
- ロ 組織変更をする組合の組合員に対して交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする組合がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
- 第八章 雜則**
- （組合員又は会員の異動の報告）
- 第九十八条** 商工組合等は、事業年度の最初の月の十五日までに、次に掲げる事項に関して、様式第一二十三による報告書を作成して提出しなければならない。
- 一 前事業年度における組合員又は会員の異動並びに商工組合にあっては新たに加入了した組合員の資本の額又は出資の総額及びその者が常時使用する従業員の数
- 二 商工組合にあっては、前事業年度において中小企業者となつた組合員及び中小企業者でなくなつた組合員の氏名又は名称
- （経由店）
- 第九十九条** 前各条（第九十一条、第九十三条及び第九十五条（法第九十七条第二項において準用する法第九十六条第八項の規定による場合に限る。）の規定により提出する申請書その他の書類であつて財務大臣に提出するもの（その組合員の資格として定款で定められる事業に中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）別表第二第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を含む商工組合に係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げる者を経由して提出しなければならない。
- 一 その地区が一の国税局の管轄区域を超える商工組合に係るもの 国税庁長官
- 二 その地区が一の都道府県の区域である商工組合又はその地区が一の都道府県の区域を超えて、一の国税局の管轄区域を超えない商工組合に係るもの、その主たる事務所の所在地（その主たる事務所がその商工組合の地区外にあるときは、その商工組合の地区）を管轄する国税局長
- 三 その地区が一の都道府県の区域を超えない商工組合（その地区が一の都道府県の区域であるものを除く。）に係るもの、その主たる事務所の所在地（その主たる事務所がその商工組合の地区外にあるときは、その商工組合の地区）を管轄する税務署長
- （申請書等の提出部数）
- 第一百条** 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又是第九十四条の規定により提出する申請書及びその添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。
- 二 第九十三条の規定により提出する申請書及びその添付書類の部数は、二通とする。
- 三 第八十一条から第八十五条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十五条又は第九十八条の規定により提出する届出書、その他の書類の部数は、一通とする。
- （標準処理期間）
- 第一百一条** 主務大臣は、協業組合等について法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十八条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第九条の承認並びに法

- 第五条の七第二項、第五条の十七第一項、法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十二条第二項及び第五十七条の五（これらの規定を法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）、法第四十二条第一項、第九十五条第四項並びに第九十六条第五項（法第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の認可に関する申請があつたときは、当該申請がその事務所に到達後二月内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- 二 前項の期間には次に掲げる期間を含まないものとする。
- 一 当該申請を補正するため必要とする期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要とする期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するため必要とする期間
- （条例等に係る適用除外）
- 第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- （決算関係書類及び事業報告書に関する経過措置）
- 第二条** この省令の施行前に到来した決算期に係る決算関係書類及び事業報告書の作成については、この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則の規定に基づき決算関係書類及び事業報告書を作成する旨を決定した協業組合等については、適用しない。
- 前項の規定は、この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則の規定に基づき決算関係書類及び事業報告書を作成する旨を決定した協業組合等については、適用しない。
- この省令の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行後に、この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則の規定に基づき決算関係書類及び事業報告書を作成する旨を決定した協業組合等については、適用しない。
- 書については、第二十四条第三項及び第四項、第二十五条第二項、第二十六条（第一項を除く。）、第二十七条から第三十三条まで、第三十五条第二項から第十項まで、第三十六条规定から第四十二条まで、第四十四条（第一項を除く。）、第四十五条（第一項を除く。）、第四十八条並びに第四十九条の規定を適用しないことができる。
- 附 則** （平成一九年九月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）
- この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第六十五条第三号及び第五号並びに第六十七条第三号ロの改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。
- 附 則** （平成二〇年九月一二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
- この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
- 附 則** （平成二十四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）
- この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。
- 附 則** （平成二七年四月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
- この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一十七年五月一日）から施行する。
- 附 則** （令和元年九月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通令第二号）

